

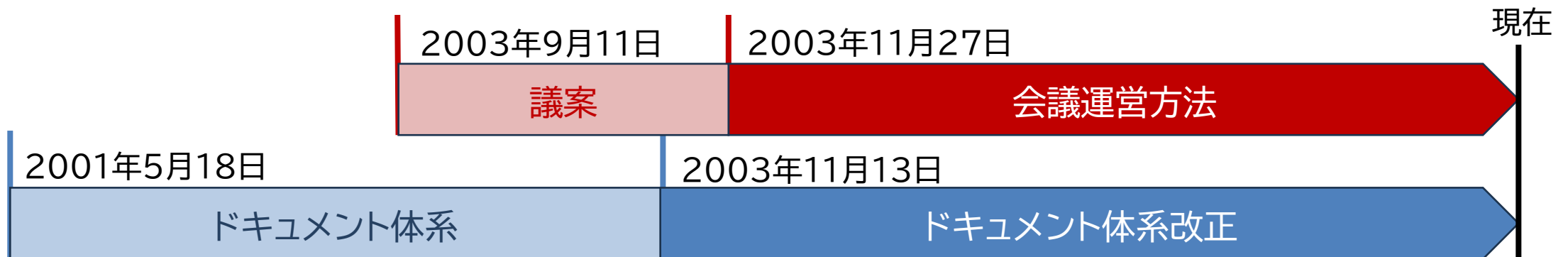
「会議運営方法」の改正について

2025年2月28日

TTC事務局

「会議運営方法」の改正についての提案

- 「会議運営方法」について、議案策定が「ドキュメント体系について」の改定前であったため、制定日は後であるが「ドキュメント体系について」の改正内容が反映されていない。そのため、「会議運営方法」の改正を提案する。
- 「会議運営方法」(専門委員会会議の運営方法を規定)
 - 2003年9月11日 議案 企画戦略委員会(第5回)
 - 2003年11月27日 制定 標準化会議(第43回) ←今回、改正を提案
- 「ドキュメント体系について」(TTCドキュメントの体系を規定)
 - 2001年5月18日 決定 理事会(第82回)
 - 2003年11月13日 改正 理事会(第102回)



「会議運営方法」の改正提案の内容

- 「会議運営方法」(2003年11月27日標準化会議発行)では、「9 表決 (ドキュメントの決定又は制定の場合)」において、「ドキュメント体系について(2001年5月18日)」が参照されており、また「技術書」の記載がある。
- このため参照先を2003年11月13日改正版(現行版)に変更するとともに、技術書の記述を削除したい。(別紙1)

9. 表決 (ドキュメントの決定又は制定の場合)

9-1 対象とするドキュメント及び決定方法

9-1-1 「ドキュメント体系について (2001年5月18日理事会決定)」で定められたドキュメント (以下「ドキュメント」と言う。)のうち標準案の決定の際にまたは仕様書、技術書、技術レポート及び調査報告書 (以下「他のドキュメント」と言う。)の制定の際に本条項を適用する。

9-1-2 ドキュメントの決定及び制定には、以下の区分による賛成を必要とする。

9-1-2 ドキュメントの決定及び制定には、以下の区分による賛成を必要とする。

属性	分類	必要な賛成条件等
基準書類	標準案	コンセンサスでの決定に最大限努力する。コンセンサスにより決定できない場合は、委員長等の判断により、当該委員会の権利を有する委員による表決で決定することも可能として、その場合は五分四以上の賛成で標準案を決定し、標準化会議に付議する。
	仕様書	コンセンサスでの制定に最大限努力する。コンセンサスにより制定できない場合は、委員長等の判断により、当該委員会の権利を有する委員による表決で制定することも可能として、その場合は三分の二以上の賛成で制定する。
	技術書	コンセンサスでの制定に最大限努力する。コンセンサスにより制定できない場合は、委員長等の判断により、当該委員会の権利を有する委員による表決で制定することも可能として、その場合は過半数の賛成で制定する。
参考資料	技術レポート	コンセンサスによる制定とする。
	調査報告書	コンセンサスによる制定とする。

参考:「ドキュメント体系について」の改正内容

- 第102回理事会 第4号議案(2003年11月13日)において「ドキュメント体系について」の改正が承認され、**技術書は廃止**
 - すべての技術書は、廃止、もしくは仕様書及び技術レポートに変更

ドキュメント体系の変遷のイメージ

